

実務研究

日本税務会計学会
平成27年6月 月次研究会



田中宏志(麹町)

経営者保証制度の変革と 企業再生税制

はじめに

「保証人となれば破滅は近くにある」古代ギリシャの哲学者タレスの言葉である。現代においても中小企業の経営者による個人保証は融資慣行として定着し、その約9割に及ぶ。そして個人保証による弊害として、中小企業の創業・成長・発展や円滑な事業承継を阻害しているなどが指摘されている。こうした弊害に対処するための処方せんとして、平成25年12月日本商工会議所と全銀協により「経営者保証に関するガイドライン」が策定された。

本稿では、ガイドラインの概要と保証人である経営者が法人の保証債務を履行した場合の保証債務特例(所法64②)適用時の留意点、保証債務と相続税における債務控除との関係について述べてみたい。また一方で主たる債務者である法人の企業再生税制の最近の税制改正について、その概要を整理してみたい。

1、経営者保証に関するガイドラインの策定

(1) 経営者保証に依存しない融資の増進(入口論)
ガイドラインは、平成26年2月1日よりその適用が開始されており、国内約385万社の中小企業を対象としている。会社の借入金を経営者本人が肩代わりする「経営者保証制度」の根本的な見直しはその柱となっている。例えば、以下の要件が整えば、経営者保証

を提供しないで資金調達をすることを可能とした。①会社・個人間の経理・資産の明確な分離②会社の財務基盤の向上③適切な情報開示(経営の透明性)が求められる。また開示情報の信頼性の向上を確保する観点から外部専門家である税理士等による資産・負債状況、事業計画の見直しについての検証が必要とされる。

ている。企業が金融機関からの融資を受けるにあたり、財務担当者はもとより顧問税理士もこのガイドラインの内容を熟知しておきたい。

(2) 保証債務履行時の対応(出口論)
ガイドラインによれば、業績の悪化した中小企業の経営者が早期の事業再生等を決断すれば、保証人の保有資産のうち生活費として一定程度の現金や「華美でない自宅」を残すことを認めている。例えば、中小企業再生支援協議会による再生支援スキームを利用して

策定された再生計画に全金融機関が同意して会社の債務及び会社の経営者で保証人である個人の保証債務の免除を一体的に行った場合には、金融機関における寄付金課税(法人税法37条)並びに保証債務者(ガイドライン)で示されている一定の財産が残っている場合も含む)における債務免除益課税(所得税法36条)はいずれも生じないこととされている(「経営者保証に準ずるガイドライン」に基づく保証債務の整理に係る課税関係の整理より)。

2、保証債務の特例適用時の留意点

法人の経営が行き詰まったため、法人の代表者がその法人の債務に係る保証債務を履行するため個人保有資産を譲渡した場合の所得について、求償権の行使が不能となった場合には、その譲渡による所得はなかったものとみなされる(所法64②)。本特例の適用の際の求償権の行使の能否の判断において実態として法人が以下の状況に該当する場合には、必ずしも法人が解散していなくてもその適用があることに留意する。

(1) その代表者等の求償権は他の債権者の有する債権と同列に扱うことが困難であるなどの事情により、放棄せざるを得ない状況にあったと認められること。
(2) その法人は代表者等の求償権放棄(債務免除)後もなお債務超過の状況にあること。

また、その求償権放棄の後において売上高の増加、債務額の減少等があった場合でもこの判定に影響しない。

3、保証債務と債務控除(相法13)との関係

保証債務については、原則として債務控除の対象にはならない。ただし、主たる債務者が弁済不能の状態

にある場合で、かつ、主たる債務者に求償して返還を受ける見込みがない場合には、主たる債務者が弁済不能の部分の金額は、当該保証債務者の債務として控除できる。

例えば、被相続人の連帯保証債務を相続人が相続した後、相続人が自己の不動産を譲渡してその履行した場合についても、当該保証債務は、相続開始時点で主たる債務者が弁済不能の状態にあれば、被相続人の債務として相続税の計算上債務控除できる。また、相続税の計算上、債務控除の対象にしたことによって債務の性質が変わるものではないため、相続人の保証債務履行のための不動産の譲渡について前述2の所得税法第64条第2項の規定を適用することができる。

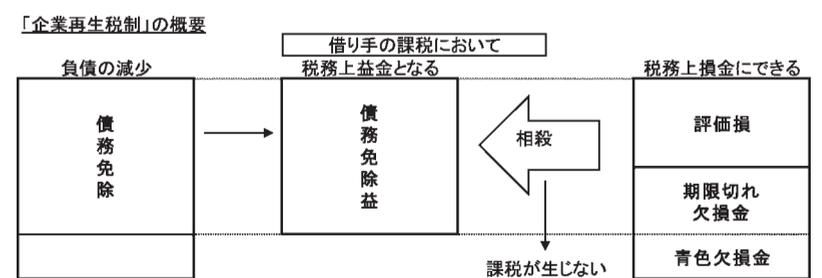
法人が再生計画を進めるうえで、金融機関からの債務免除を受けた場合の債務免除益に対する課税の軽減措置として、法人税法では「企業再生税制」として以下の措置が講じられている。

4、企業再生税制の活用

平成25年度税制改正により、資産の評価損の損金算入制度
(1) 資産の評価損の損金算入制度
(2) 期限切れ欠損金の優先的損金算入制度
(3) 経営者の私財提供に係る特例

再生企業の保証人となつて再生計画が策定されていること、②公正な価格による資産評定に基づく実態B/Sが作成され、債務免除額が定められていること、さらには③2以上の金融機関もしくは政府系金融機関等が債務免除をすることを満たす必要がある。これらの制度について、

再生企業の保証人となつて再生計画が策定されていること、②公正な価格による資産評定に基づく実態B/Sが作成され、債務免除額が定められていること、さらには③2以上の金融機関もしくは政府系金融機関等が債務免除をすることを満たす必要がある。これらの制度について、



とがその再生計画において見込まれていること。
(4) 個人版事業再生税制の創設
また、平成26年度改正により、以下の内容を盛り込んだ「個人版事業再生税制」が創設された。
①事業を営む個人(青色申告者に限る)が、合理的な再生計画に基づき債務免除を受けた場合について、減価償却資産及び繰延資産等の評価損を必要経費に算入する(措法28条の2の2)。
②個人が破産法の免責許可の決定、再生計画認可の決定その他資力を喪失して債務の弁済が著しく困難であると認められる事由により債務免除を受けた場合には、当該免除により受ける経済的利益の額については、総収入金額に算入しない(所法44条の2)。

おわりに

法制審議会の民法部会により審議されていた民法改正案(債権法)が、平成27年3月4日の閣議決定を経て、3月31日衆議院に提出された。閣議の要綱案の中で保証人保護の方策について、次の諸点が盛り込まれている。

①個人保証の制限(第三者の個人保証の原則禁止)
②主たる債務者の保証債務契約締結時における説明義務、情報提供義務
③債権者の保証人に対する主たる債権者の債務履行状況に関する情報提供義務
今後、民法改正の動向とガイドラインの適用事例(平成26年12月時点の掲載事例は35事例)に注目していきたい。